



黒岩検査員。 おはようございます。
先日教えて頂いた「堤防等の法肩に張る“耳芝”」と同様に、
「植生工の不適合工事」の事例を、伺いたいのですが・・・。

おはようございます。若井検査員。
今からでも、大丈夫ですよ。



「植生工における不適合工事」って、
具体的には、どのような事が、ダメだったんですか？
客土吹付工や厚層基材吹付工における施工厚不足ですか？

「不適合工事」となったのは、
施工方法や吹付厚ではなく、
“種子”に、問題があったからです。



一般的には、設計図書に定めがない場合は、
「道路土工一切土工・斜面安定工指針」(H21年度版)により、
植生工材料等を決定し、監督員の承諾を得るんですよね？
なら、どうして“種子”で、不適合工事になるのですか？

共通仕様書Ⅰ第3編 土木工事共通編「1-3-7 植生工」の2
に記載されていますが、
『河川堤防の法面（川面、川裏とも）においては、
堤防を弱体化させる種子や草丈が高くなる種子は使用しない』
とされています。



河川堤防法面への“種子”ですか？
すみません。『堤防を弱体化させる種子』とは、
具体的には、どのような種子ですか？

共通仕様書に明記されていますが、
『堤防を弱体化させる種子』として、
菜の花・ホワイトクローバ・クズ等を指しています。



でも、法面吹付工事専門業者なら、
『使用してはならない種子』のことは、
百も承知のはずだと思うのですが・・・？

種子散布や客土吹付工、植生基材吹付工などの
専門業者が施工する種子配合では、
最近、不適合工事となることは、殆どありません。



では、どのような施工の場合に、
「不適合工事」が、発生しているのですか？

H28年度は、この関係の不適合工事は、無かったのですが、H24年度からH27年度までは、毎年のようにありました。それは、法面吹付工ではなく、植生シートや人工張芝に、使用不可の「ホワイトクローバ」の“種子”が含まれていたため、「不適合工事」として処理されました。



人工張芝ですか。盲点ですね。自分も、監督員の時は、人工張芝の“種子”は、全く、ノーチェックでした。

現場監督の基本は、共通仕様書ですので、客土吹付工や厚層基材吹付工等における法面緑化工の種子の選定は、誰もが注意していると思います。しかし、人工張芝等の“種子”までは、チェックしていない監督員が、殆どでしょうね？



監督員は、共通仕様書をじっくり読んで、冷静に判断すれば、応用編として、正しい判断をすることができ、承諾願の可否を、判断できるという事ですかね。

現場代理人についても、同様なことが言えます。共通仕様書を、じっくり読めば、理解できると思うのですが、最初の条文を読んだだけで、自己解釈し、後段の条文を読んでいないと思われる事例もありました。



その事例って、「不適合工事」ですか？その事例も教えて下さい。

それでは、今回は、道路等の「現場密度管理」に関する「不適合工事」の事例を紹介しましょう。



●本日のポイント

共通仕様書Ⅰ 第3編 土木工事共通編「1-3-7 植生工」の2に、『河川堤防の法面（川表、川裏とも）においては、堤防を弱体化させる種子（菜の花、ホワイトクローバ、クズ等）や草丈が高くなる種子は使用しないものとする。』と明記されています。

したがって、種子散布・客土吹付・植生基材吹付等の法面保護工以外の、植生シートや人工張芝への種子配合も、チェックして下さい。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：黒岩(カワ)検査員



：若井(カキ)検査員